別記様式第２（第 21 条関係）

年度　　期放射線管理等報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第１項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 21 条第１項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　　称	
	所　在　地	

１　放射性廃棄物の廃棄の状況

⑴ 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度（注１）

①　放射性物質の種類別の年間放出量

（単位：Bq）

種類／測定の箇所等		^{85}Kr	^{129}I	^{131}I	^{3}H	^{14}C
排気口又は排気監視設備						
合　計						
年間放出管理目標値						

（単位：Bq）

種類／測定の箇所等		全粒子状物質	
		アルファ線を放出する全放射性物質	ベータ線又はガンマ線を放出する全放射性物質
排気口又は排気監視設備			
合　計			
年間放出管理目標値			

② 放射性物質の濃度の３月間についての平均値及び最高値

（単位：Bq／㎤）

濃度 ＼ 測定の箇所等		前半の３月間（ 月～ 月）		後半の３月間（ 月～ 月）	
		平均値	最高値(注２)	平均値	最高値(注２)
排気口又は排気監視設備					

⑵ 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度（注１）

① 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の種類別の年間放出量

（単位：Bq）

種類	年間放出量	年間放出管理目標値

② 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の濃度の３月間についての平均値及び最高値

（単位：Bq／㎤）

濃度 ＼ 種類	前半の３月間（ 月～ 月）		後半の３月間（ 月～ 月）	
	平均値	最高値(注２)	平均値	最高値(注２)

③ 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の量の３月間についての平均値及び最高値並びに合計値

（単位：Bq）

量 ＼ 種類	前半の３月間（ 月～ 月）			後半の３月間（ 月～ 月）		
	平均値(注３)	最高値(注４)	合計値（注５）	平均値(注３)	最高値(注４)	合計値（注５）

⑶ 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等（注６）

放射性廃棄物の種類 ＼ 量	低レベル液体廃棄物			低レベル固体廃棄物	
	低放射性濃縮廃液（m^3）	スラッジ（m^3）	廃溶媒（m^3）	ドラム缶（本）	その他（本相当）
前年度末保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					
保管設備容量					

放射性廃棄物の種類 ＼ 量	高レベル液体廃棄物（m^3）	高レベル固体廃棄物			ガラス固化体（本）
		せん断被覆片等(本相当)	使用済フィルタ等(本相当)	試料ビン等(本相当)	
前年度末保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					
保管設備容量					

2　使用済燃料の貯蔵量等

（単位：体）

貯蔵施設名称				
使用済燃料の種類	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
前年度末貯蔵量				
当該年度の受入量				
当該年度の処理量				
当該年度の搬出量				
搬出先の名称				
当該年度末貯蔵量				
貯蔵施設容量				

3　放射線業務従事者の線量分布（注７）

⑴ 放射線業務従事者の１年間の線量分布

線　量 / 放射線業務従事者	線　量　分　布　（人）				
	０．１mSv以下	０．１ｍＳＶを超え１ｍＳｖ以下	１ｍＳＶを超え２ｍＳｖ以下	２ｍＳＶを超え５ｍＳｖ以下	５ｍＳＶを超え１０ｍＳｖ以下
職　員					
その他					
合　計					

線　量 / 放射線業務従事者	線　量　分　布　（人）				
	１０ｍＳＶを超え１５ｍＳｖ以下	１５ｍＳＶを超え２０ｍＳｖ以下	２０ｍＳＶを超え２５ｍＳｖ以下	２５ｍＳＶを超え３０ｍＳｖ以下	３０ｍＳＶを超え３５ｍＳｖ以下
職　員					
その他					
合　計					

線　量 / 放射線業務従事者	線　量　分　布　（人）				
	３５ｍＳＶを超え４０ｍＳｖ以下	４０ｍＳＶを超え４５ｍＳｖ以下	４５ｍＳＶを超え５０ｍＳｖ以下	５０ｍＳＶを超えるもの	合計
職　員					
その他					
合　計					

線　量 / 放射線業務従事者	総線量（人・Ｓｖ）	平均線量（mSv）	最大線量（ｍＳｖ）
職　員			
その他			
合　計			

⑵ 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再処理事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の３月間の線量分布

線量 ＼ 放射線業務従事者		線量分布（人）					
		０．１mSv以下	０．１mSvを超え１mSv以下	１mSvを超え２mSv以下	２mSvを超え５mSv以下	５mSvを超えるもの	合計
前半の３月間（　月～　月）	職　員						
	その他						
	合　計						
後半の３月間（　月～　月）	職　員						
	その他						
	合　計						

線量 ＼ 放射線業務従事者		総線量（人・Ｓｖ）	平均線量（ｍＳｖ）	最大線量（ｍＳｖ）
前半の３月間（　月～　月）	職　員			
	その他			
	合　計			
後半の３月間（　月～　月）	職　員			
	その他			
	合　計			

４　一般公衆の実効線量の評価（注８）

⑴ 気体状の放射性廃棄物による実効線量

気体状の放射性廃棄物による実効線量	線量評価値点における線量	排気口からの方位及び距離	
	μＳｖ／年	方位	距離　km

⑵ 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物のよる実効線量	μＳｖ／年

注１　「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

⑴「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

⑵排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。

⑶記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

⑷「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界

濃度（測定の結果、検出限界未満（ＮＤ）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

⑸1 ⑴①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

⑹1 ⑵のそれぞれの表について、測定している放射性物質の種類を記載すること。なお、測定している放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

2　保安規定に定められた期間についての平均濃度の３月間における最高値を記載すること。

3　３月間における放出量の１日当たりの平均値を記載すること。

4　保安規定に定められた期間当たりの放出量の３月間における最高値を記載すること。

5　３月間における放出量の合計値を記載すること。

6　「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴低レベル及び高レベル固体廃棄物について、原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑵200リットルドラム缶に入つていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑶ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑷ガラス固化体等特定の容器を使用しているものは、当該容器の本数を記載するとともに、注釈として容器の容量等を明記すること。

⑸工場又は事業所の保管方法に合わせ、廃棄体又は廃液についての高レベル／低レベルの区分を変更しても良い。

⑹液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。ただし、ガラス固化する前の高レベル液体廃棄物を保管している場合には、その保管量を記載すること。

⑺「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。

⑻廃止措置に伴つて発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると再処理事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

7　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴ 「職員」とは、再処理事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵ 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶ 同一人が２以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、１人として算出すること。

⑷ 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸ ３⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

８　「一般公衆の実効線量の評価」について

⑴ 排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。

⑵ 実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

⑶ 記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

その他

⑴ 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵ 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。